

枚方京田辺環境施設組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年2月1日

枚方京田辺環境施設組合
監査委員 大西 正人
監査委員 大地 正広

1. 監査の対象

(1) 対象

枚方京田辺環境施設組合事務局

(2) 対象事務

平成28年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査実施日

平成28年12月27日（火）

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められた。

今後、国への交付金要望及び契約事務等、施設整備に向けた事務事業が予定されていることから、引き続き慎重かつ適正な事務執行の取り組みを進められるよう要望する。

なお、一部に留意を要する事項が見受けられたため、以下に留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

○事務処理について

組合の決裁に係る回議書には、文書分類番号や保存年数を記入する欄があるが、一部の回議書にこれらが記入されていないものが見受けられた。

また、字句を訂正するため修正液等を使用している書類も一部見受けられた。

今後は、必要な項目を漏れなく記入すること、また、字句を訂正したときは、その箇所に認め印を押印するなど、適切に事務執行されるよう要望する。

○契約事務について

指名競争入札において、入札参加者が1名の場合は、競争性を働かせるために入札を行わない取り組みをされている。今後も引き続き各種の入札を予定されていることから、入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を高めることにより競争性の確保・向上を図り、行政としての説明責任が果たせるように契約事務の取り組みをされるよう要望する。